

状況が続いていたが、いつ移転価格調査が実施されてもおかしくない状況となっている。

(2) 移転価格税制の関連規則

① 提出義務、罰則

R R No. 19—2020 によって、納税者は期末税務申告書と同時に、関連当事者取引を記載した新規申告書である BIR Form 1709G の提出が求められることとなった。当初、関連当事者取引を有するすべての納税者に対して、BIR Form 1709 および添付資料としての移転価格文書や関連当事者との取引契約書等の提出を求めていたが、2020年12月に公表された R R No. 34—2020 によって、BIR Form 1709 の提出要件は大規模納税者等に限定され、移転価格文書等の添付資料についても提出は不要とされている。なお、適時に BIR Form 1709 が提出できない場合のペナルティは最大 25,000 ペソ(約 53,000 円)と設定されている。

② 移転価格文書

2013 年制定の R R No. 2—2013 によって、OECD モデルを取り入れた移転価格税制が法制度化されている。ただし、BEPS の規定には準拠していないため、ロー

カルファイル、マスターファイル、国別報告書という 3 層構造の文書化は求められておらず、ローカルファイルに相当する文書を移転価格文書として整備することのみが求められている。

(3) 移転価格税務調査の動向

前述のように、フィリピンでは 2020 年 12 月時点において、まだ移転価格調査が実施された事例は認識されていない。ただし、移転価格税制に関する実施ガイドラインの整

備や対象会社選定に関する準備が進んでいる状況にある。今後本格化するとみられる税務調査に備えて、グ

ループ会社取引の網羅的な把握、取引価格の妥当性の確認、移転価格文書の整備が行うことが重要である。

谷本 智則(たにもと・ともり)
有限責任 あずさ監査法人
フィリピンデスク マネジャー
公認会計士
2004年12月にあずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)大阪事務所入所。日本国内において、電機メーカー、運輸業等の会計監査(米国会計基準および日本会計基準)に従事。
2018年6月～2020年12月までKPMGマニラ事務所に赴任し、現地の日系企業に対する監査・税務・アドバイザリー支援業務に従事。

櫻井 博之(さくらい・ひろゆき)
有限責任 あずさ監査法人
フィリピンデスク マネジャー
公認会計士
2007年12月にあずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)東京事務所入所。日本国内において、製造業、運輸業等の会計監査等(国際財務報告基準および日本会計基準)に従事。
2019年6月～2020年12月までKPMGマニラ事務所に赴任し、現地の日系企業に対する監査・税務・アドバイザリー支援業務に従事。

第7章

現地任せにせず積極的な関与を 日本親会社における海外 子会社の税務調査への対応

KPMG 税理士法人
税理士

三浦 晃裕

KPMG 税理士法人

須崎 洋介

【この章のエッセンス】

● BEPS 行動計画に基づく税務調査は、移転価格を中心に、日系企業が進出する海外各国においても

強化されている。

● 海外子会社での税務調査対応には、海外子会社に任せることなく日本親会社も税務判断等に主体的に関与し、連携することで調査の

前・初期の段階から効果的な対応が可能となる。

● 各国の適切な税務コンプライアンスを達成するには、親会社が主導した税務ガバナンスの構築および